

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社麦島建設	愛知県名古屋市中区鶴舞 2-19-10

2 指名停止措置期間

令和6年1月31日～令和6年2月29日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社麦島建設の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町が発注した、妻籠町並み交流センターの建設工事をめぐり、同町職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同11月21日までに罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第8号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 官庁営繕部が所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 官庁営繕部が所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内